

議第15号議案

横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部改正

横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年3月26日提出

横浜市会議員

飯 沢 清 人	井 上 大 右	内 田 重 雄
小 幡 正 雄	大 山 正 治	菅 野 義 矩
工 藤 裕 一 郎	今 野 典 人	田 中 紳 一
山 崎 誠	山 田 桂 一 郎	片 桐 紀 子

横浜市条例（番号）

横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（昭和58年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「92人」を「80人」に改める。

第2条中

「鶴見区	7人	を	「鶴見区	6人	に、
神奈川区	6人		神奈川区	5人	
「中区	4人		「中区	3人	
南区	5人		南区	4人	
港南区	6人	を	港南区	5人	に、
保土ヶ谷区	5人		保土ヶ谷区	4人	
旭区	6人		旭区	5人	
「港北区	8人	を	「港北区	7人	に、
「青葉区	8人		「青葉区	7人	
都筑区	5人	を	都筑区	4人	に、
戸塚区	7人		戸塚区	6人	
「泉区	4人	を	「泉区	3人	に改める。

附則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提案理由

横浜市会議員の定数を12人減員するとともに、各選挙区について選挙すべき議員の数を変更するため、横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（抜粋）

〔 上段 改正案
下段 現 行 〕

（議員の定数）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、

横浜市会議員の定数は、 $\frac{80人}{92人}$ とする。

（各選挙区ごとに選挙すべき議員の数）

第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第8項の規定により、

各選挙区ごとに選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

選挙区	議員数
鶴見区	$\frac{6人}{7人}$
神奈川区	$\frac{5人}{6人}$
西区	2人
中区	$\frac{3人}{4人}$
南区	$\frac{4人}{5人}$
港南区	$\frac{5人}{6人}$
保土ヶ谷区	$\frac{4人}{5人}$
旭区	$\frac{5人}{6人}$
磯子区	4人
金沢区	5人
港北区	$\frac{7人}{8人}$
緑区	4人

青葉区	$\frac{7人}{8人}$
都筑区	$\frac{4人}{5人}$
戸塚区	$\frac{6人}{7人}$
栄区	3人
泉区	$\frac{3人}{4人}$
瀬谷区	3人

地方自治法（抜粋）

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

（第1号から第10号まで省略）

(11) 人口90万以上の市 人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数（その数が96人を超える場合にあつては、96人）

（第3項から第10項まで省略）

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

公職選挙法（抜粋）

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

第15条 （第1項から第5項まで省略）

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもつて選挙区とする。

（第7項省略）

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例

して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

(第9項省略)

公職選挙法施行令(抜粋)

(人口の定義)

第144条 法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。但し、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があつた場合においては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第176条又は第177条の規定によつて都道府県知事が告示した人口による。